

# 会員制CDセミナー 2011年3月10日号

会計プロの視点！経済・会計・時事ニュース通信

## <目次>

### ・企業会計財務編

- |                           |         |
|---------------------------|---------|
| 1. 日揮、贈賄疑惑で特別損失 200 億円を計上 | ・・・P 1  |
| 2. 研究開発費の扱い、日本と世界の違い      | ・・・P 6  |
| 3. 新日鉄・住友金属が合併へ検討開始       | ・・・P 8  |
| 4. S&P が、日本国債を AA-に格下げ    | ・・・P 11 |
| 5. エステーがフマキラー株をアースより追加取得  | ・・・P 16 |
| 6. 2010 年の上場倒産数は 9 件に     | ・・・P 19 |

### ・経済ニュース編

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| 1. 組織の国際化を急ぐユニクロ         | ・・・P 22 |
| 2. 中国の脱「実質マイナス実質金利」政策    | ・・・P 24 |
| 3. 外資による買収に対して中国が審査制度を確立 | ・・・P 26 |
| 4. 銀行による国債購入             | ・・・P 28 |

### ・ワンポイント経済入門

～マクドナルドの大型店舗化と「範囲の経済性」～

・・・P 30

著作・制作 柴山ソリューションズ

## 1. 日揮、贈賄疑惑で特別損失 200 億円を計上(日経 11\*2\*1\*15)

1月31日に、日揮は臨時報告書を提出すると同時に、ニュースリリースを、次の通り発表しました。

内容は、平成23年度第3四半期(平成22年10月1日~12月31日)の損益計算書において、合計で201億円の特別損失を計上する見込みである、というものです。

ここで金融商品取引法に基づくディスクロージャーの基礎知識です。

有価証券報告書を提出している会社にあつては、投資家保護などのために必要かつ適当なものとして、内閣府令の定めにより該当する場合は、臨時報告書という書類を提出しなければなりません。

(金融商品取引法第24条の5第4項)

ここで、内閣府令で規定されている事項の一つに、次のようなものがあります。

●財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生した場合には、臨時報告書を提出しなければなりません。

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号)

---

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 法第二十四条の五第四項 に規定する内閣府令で定める場合は、次項各号に掲げる場合とする。

2 法第二十四条の五第四項 の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

:

十二 提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象(財務諸表等規則第八条の四 に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、当該提出会社の最近事業

年度の末日における純資産額の百分の三以上かつ最近五事業年度における当期純利益の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。)が発生した場合 次に掲げる事項

- イ 当該事象の発生日
  - ロ 当該事象の内容
  - ハ 当該事象の損益に与える影響額
- 

この規定に当たることとなったため、日揮は平成 23 年 1 月 31 日付で臨時報告書を提出することになったのですね～。

そこで、実際の日揮のホームページにおける「臨時報告書」の開示例を次にご紹介いたします。

[http://www.jgc.co.jp/jp/06ir/pdf/yukashoken/115\\_2010/rinji\\_houkokusho\\_110131.pdf](http://www.jgc.co.jp/jp/06ir/pdf/yukashoken/115_2010/rinji_houkokusho_110131.pdf)

※平成 23 年 1 月 31 日付の日揮株式会社・臨時報告書より一部引用

---

## (2) 当該事象の内容

当社は、ナイジェリア・ボニー島における LNG プラントプロジェクト（以下「本プロジェクト」）の受注、遂行を目的として、1995 年に米国ケログ社（現 KBR 社）、仏テクニップ社およびイスナムプロジェティー社からなるコンソーシアム（以下「TSKJ」）に参画しました。同年 TSKJ は顧客であるナイジェリア LNG 社より本プロジェクトの第一期工事（第 1 系列および第 2 系列）を受注し、その後 2004 年までに 3 件の追加契約（第 3 系列～第 6 系列）を受注しました。

本プロジェクトの受注に絡み、ナイジェリア政府関係者への贈賄行為があったのではないかとの疑惑に関し、2002 年に仏司法当局の調査が開始され、2004 年には米国司法省ならびに証券取引委員会が米国連邦海外腐敗行為防止法（FCPA）違反の疑いに関して調査に着手しました。

かかる調査の結果として、2009 年に KBR 社と米当局との間で本件に関する和解が成立し、2010 年にはテクニップ社およびスナムプロジェティー社が米当局と和解しております。

当社におきましても、本件に関し米国司法省と協議を続けてまいりましたが、平成 23 年 1 月 31 日開催の取締役会において、同省と和解する方向で本件の解決を図ることと致しました。これを受け、今後発生すると予想される和解金を引当処理し特別損失として計上する予定です。

なお、本プロジェクトに関し、米国司法省とは別に、KBR 社およびスナムプロジェクト社はそれぞれナイジェリア政府と和解したことを公表しておりますが、当社においても 2011 年 1 月にナイジェリア政府と和解が成立し、「和解費用」として 23 億円を特別損失として計上する予定です。

### (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

#### 1) 個別決算

米国司法省との和解金を平成 23 年 3 月期第 3 四半期

(平成 22 年 10 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日)において、

「和解費用引当金繰入額」として 178 億円の特別損失を計上する予定です。

#### 2) 連結決算

同上

---

以上のポイントをまとめますと...

1. ナイジェリアにおける工事の受注に当たり、政府関係者への贈賄行為があったのではないかと疑われた。

2. 2002 年にフランス司法当局の調査が開始され、2004 年には米国司法省ならびに証券取引委員会が米国連邦海外腐敗行為防止法 (FCPA) 違反の疑いに関して調査に着手した。

3. 2011 年 1 月にナイジェリア政府と和解が成立、和解費用 23 億円を特別損失として計上する。

4. 米司法省との和解金を平成 23 年度第 3 四半期において、和解費用引当金繰入額 178 億円 (特別損失) を計上する予定。

このようにみると、「係争事件に関する支出額を引き当て計上する」という、な

なかなか珍しい事案の活きたテキストとして、日揮の財務情報を分析することができそうです。

なお、会計学の基礎知識ですが、引当金とは、「将来の費用・損失」で、「当期以前に原因」があり、「発生の可能性」が高く、「金額を合理的に見積もる」ことができる場合に設定する『見積りの負債・または資産の控除』項目です。

資産の控除項目となる引当金の代表例は「貸倒引当金」といいます。

その他の引当金は、だいたい「将来の未払い債務」を負債の部に見込み計上する引当金で、「負債性引当金」と呼ばれるグループに属します。

貸借対照表

(資産の部)		(負債の部)	
現金預金	300	仕入債務	600
売上債権	800	短期借入金	1000
貸倒引当金	▲10	未払金	200
:		〇〇引当金	300
		:	

今回の日揮のケースでは、米司法省との和解金について、発生の可能性が高く、金額を合理的に見積もれると判断したため、和解費用引当金178億円を負債の部に計上することにしたのでしょう。

その際に、見合いで計上する費用が、損益計算書上、特別損失の区分になった、ということです。

なお、この和解引当金、決算日の翌日から1年以内に支払われるものならば流動負債、1年を超えて支払われる部分があれば、その部分は固定負債として表示されるはずです。

日揮の第3四半期の決算書表示に注目してみたいですね。

(参考教材) 決算書の読み方と使い方

[http://bokikaikei.net/2007/08/post\\_354.html](http://bokikaikei.net/2007/08/post_354.html)

#### 4. S&P が、日本国債を AA-に格下げ(日経 11\*1\*28)

最近、良く取材を受けます。

実は昨日、あるTV局から1時間ほど、インタビューを受けました。

テーマは「格付けの現状と問題点」について、です。

最近、日本の国債がS & P社によって格付けを下げられた、という話題が注目されています。

このときの新聞記事では、財政不安を抱えるスペインのAAよりも格付けが低いAA-となった、という報道内容でした。

これがいったい、どういう意味を持っているのか？

管総理大臣のように、「私は疎いですから... (苦笑)」と言ってもいいのかもしれませんが、いちおうビジネス教養として、知っておいて方がいいのではないかな、と思いましたので、今回、ちょっと会計的な視点を踏まえてお話しさせていただきますね。

そもそも格付けというのは、为什么呢。

その一般的な定義は、

「債務不履行（デフォルト）になる蓋然性（がいぜんせい）」です。

ここで、二つの難しい言葉が出てきましたね。

●債務不履行（デフォルト）とは...

「債務の元本・利息が約定どおりに支払われなくなった状態」

この状態を支える背景は、さらにマニアックに突き詰めると、次の2種類ありますよ。

パターン1

債務者の財務状況が、本当に破たんしてしまった場合

パターン2

債務者の意思により、その債務の履行の優先順位が後になった場合

「...え？パターン2って、ひどくない??？」

そう思った方、お気持ちはわかります。  
でも、このように考えてみてください。

(事例)

ある日、男は困った。

「ああ、今月は前借りで給料が半分しか入らないのに、支払が溜まってしまっている～！困ったあ～～～～～！！！」

「水道・電気・ガスは止められたら困るし、今月末に彼女とデートに行く資金は削りたくないし...。

...し、しかたがない。今月だけ、大家さんに家賃を一カ月、まってもらおうよう、頼み込んでみよう..... (涙) 」

...あれあれ、この人にとっては、デート資金より家賃の支払いの方が、劣後債となっているようですね。

(事例終わり)

そうなんです。

債務者の事情によって、支払能力はあるけど、債務不履行になるケースもありうるんだ、ということですね。

●蓋然性 (がいぜんせい) とは...

「ある事が起こりうる確実性の度合い」

蓋然性が数量化されたものが『確率』という見方もできます。

ちなみに、格付けを称して、

「デフォルトが起きる可能性」と言ったら、それは厳密にはあまり上手くない用法、ということになります。

可能性の本来の意味は、

「あることが起こる見込み」そのものです。

したがって、可能性は「ある」か「ない」かが大事なのであって、その程度を表現したいときには、「蓋然性」という方が、言葉の持つ本来の意味に忠実といえそうです。

ただし、現在の用法では、可能性が高い、可能性が低い、でも日常会話的には十分伝わるので、こだわる必要はないのかもしれないが...

ともあれ、格付けは、「可能性のあるなし」ではなく、「デフォルトの『可能性の程度』＝蓋然性の高低』を問題にする作業である、ということをご理解ください。

格付けは、「デフォルトが起きる見込みは必ずある」ことを前提に、「デフォルトが起きる見込みの確からしさ」を問題にします。デフォルトの可能性のあるなしを問題にしているわけではないわけですね。

(蓋然性・可能性の用例)

- (1) 日本で戦争が起きる可能性はあるが、蓋然性は低い。
- (2) 中東で戦争が起きる可能性はあり、蓋然性は高い。
- (3) 人が200歳まで生きる可能性はない。
- (4) 人が110歳まで生きる蓋然性は低い(でも可能性はある)。

だから、たとえトリプルA(AAA)という最高格付けでも、デフォルトの蓋然性が低いだけで、「可能性は存在する」というのが正解なのです。

この点が、なんとなくイメージ的にズレている「可能性がある」ので、ご注意くださいね。

...話を新聞記事に戻しましょう。

S & Pの格付けでいきますと、ざっくりと次のような程度を表します。

- |          |                         |                   |
|----------|-------------------------|-------------------|
| 1. A A A | ⇒最高です♪                  | 『投資適格等級』<br>といます。 |
| 2. A A   | ⇒非常に良いです。               |                   |
| 3. A     | ⇒中の上ってことで...            |                   |
| 4. B B B | ⇒中ぐらいいかな...。でも、あとがないゾ   |                   |
| 5. B B   | ⇒ヤバくなる可能性、出てきました～       | 『投機的等級』<br>といます   |
| 6. B     | ⇒環境悪化で、リーチがかかるかも... (涙) |                   |
| :        |                         |                   |

日本はA AからA Aのマイナスとなったので、  
あと1つランクが下がると、Aになってしまいます。

格付け会社というのは、あくまでいち民間会社にすぎないのですが、  
長年の信用蓄積で、特にムーディーズ、スタンダード&プアーズ（S & P）、  
フィッチなどの大手の格付けは、投資家が投資行動を決める時の  
重要な情報となっていますよね。

なお、格付けの対象となるのは、おもに債券や証券化商品などです。  
発行体企業じたいを格付けすることも多いです。

ただし、過去の例を見ると、

アジア通貨危機、エンロン事件、サブプライム・ショックなどの歴史が  
示すように、格付けは幾度となく失敗の経験を経ています。

したがって、格付けを必要以上に絶対視するのはたいへん危険ですので、  
あくまで信用補完情報として、利用するのがよろしいかと思えますよ。

## 5. エステーがフマキラー株をアースより追加取得(日経 11\*2\*15\*13)

殺虫剤大手のアース製薬が、2月14日に手持ちのフマキラー株の売却を決定した旨、発表しました。

⇒ [http://www.earth-chem.co.jp/ir/news/pdf/20110214\\_02\\_01.pdf](http://www.earth-chem.co.jp/ir/news/pdf/20110214_02_01.pdf)

アース製薬と言えば「ごきぶりホイホイ」と「モンダミン」、フマキラーといえば「ベープ」シリーズが有名です。

こうやってみると、主要製品の市場がかぶっていますよね。

ライバル企業でありながら、規模はアース製薬の方が大きい。

新聞などの周辺情報で想像するに、アース製薬としては、フマキラーを統合して、国内シェアを上げたい、というところのようですが、統合されるフマキラーとしては、かならずしもウェルカムという感じではない…。

いっぽう、2011年度第1四半期で15.2%の株式を取得し、フマキラーの経営等に重要な影響を与える「関連会社」に加えることとしたエステー。

エステーの本社は下落合1丁目にあり、私の事務所のすぐ近くなので、けっこう親近感があつたりします。ここの社長さん、なかなか個性的ですし…。

なお、エステーといえば消臭剤の大手で、フマキラーとは主力製品がかぶらず、おたがいに補完的な役割を担える、という判断ができたのでしょうか。

なお、エステーは、フマキラーを統合しようというつもりはないようです。

こうなると、「自分より大手の同業他社に統合されるより…」と考えるのは、自然な成り行きかもしれませぬね。

なお、今回の株式売買で、エステーはフマキラー株を  
25.6%持つこととなります。

連結会計基準上、50%を超えて会社の発行済み株式を所有すれば、  
一般にその会社を支配している、と考え、「子会社」として  
財務諸表を連結しなければなりません。

そして、20%以上50%以下の持株比率の場合には、  
支配には至らないが、重要な影響を与える、ということで、  
「関連会社」として、部分的にその会社の純資産や純利益の額を  
連結業績等に反映させることとなります。  
専門用語を使うと、連結決算上、「持分法」という会計処理により、  
関連会社の株式を評価します。

これは子会社連結よりは簡単な処理ですが、結果として連結に等しい  
財務数値への反映ができるので、別名、  
「ワンライン・コンソリデーション（一行連結）」などといいます。

で、はなしをもどしますと、  
実は、第1四半期の段階で、持株比率が20%を下回る15.2%でも  
エステーはフマキラーを関連会社としていました。

それは、どういう理由かと言うと、現行の連結会計基準が、  
「持株基準」という形式基準ではなく、「支配力基準(子会社)」および  
「影響力基準(関連会社)」を採用していることによります。

以前の古い連結基準では、我が国は持株基準と言って、  
形式的に50%を超えていると子会社、のように判断していました。

しかし、このように規定すると、やはり「連結逃れ」をしようと、  
あきらかに支配しているだろ、という突込みが入る会社の持ち株比率を  
「49.8%」みたいに、まるでコントのような有価証券の所有割合を  
平然と維持してるような実務があったのですね。

これはいかんだろ、ということで、形式的な持株基準から、  
持株比率はちょっと足りないけど、他に取締役会への従業員・役員の  
派遣が過半数いるとか、その会社を縛り付ける契約や融資関係があるなど、

実質的にその会社をコントロールしているような周辺状況があれば、それは「支配」にあたることになり、連結させなければならなくなったのですね。

子会社の範囲、関連会社の範囲については、かつて、ライブドアでも非常に問題となりました。

監査実務、上場企業の決算実務においては、超重要なチェックポイントのひとつだったりするわけです。

このような観点から見ても、今回の「殺虫剤業界の事業再編ニュース」は、非常に興味深いものとして、レポートや研究の対象になると思いますよ、商学部の学生のみなさん。

## 1. 組織の国際化を急ぐユニクロ

今や日本国内において「ユニクロ」という衣料品会社の名前を知らない人はいないほど「ユニクロ」は大きな存在になりました。

「ユニクロ」の台頭によって日本国内の衣料を取り巻く事情もかなりかわりました。その「ユニクロ」がさらなる変革を遂げようとしています。

それは、ユニクロの海外への事業展開です。

事務所のスタッフの話ですが、そのスタッフが2009年春に中国、広州市を訪問した際、日本の原宿のような繁華街に「ユニクロ」が大きなショッップを展開していたのが印象的だったそうです。

日本と同じ製品が少し日本よりお安い価格で販売されていたと言っていました。「メイド・イン・チャイナだから日本よりも安いのだな。」と感じたようです。

しかし、現地の人々にとっては、少し高めの値段設定になっているのでは…とも感じたとのことでした。

広州市は、中国における大きな都市のひとつですので、これからは、ユニクロは、このようなショッップをフラッグ・ショッップとして、さらなる展開を企画していることでしょう。

それを実現するために…  
ユニクロ側が実行に移そうとしていることとして…  
「カジュアル衣料店『ユニクロ』を運営するファーストリテイリングは2012年に新卒の約8割に当たる1050人の外国人を採用する。店舗のある中国や韓国、欧米などが対象で、日本人の新卒と同様に本社の管理職コースへ本格的に道を開く。若手のグローバル採用を本格化して新興国などの市場開拓を加速、人材面から国際競争力を底上げする」と2月3日付「日経新聞」が報じました。

ユニクロ側は、2011年8月期に108店を見込んでいる国内外のユニクロ出店数を早期に年300店ペースに引き上げ、大半を海外店とする計画のようです。

このための人材が必要で2012年の新卒採用約8割を外国人とするのでしょう。待遇や人事考課も統一で、社内競争を促すのだそうです。

良い人材を得るためにユニクロ側は、日本の大学を卒業する外国人留学生は勿論のこと、中国、韓国、欧米などの店舗のある地域の大学に自ら赴き、説明会も開催するそうです。

ネット募集だけにたよらず、「自ら動く」という行動力を示すのですね。

ユニクロは、おそらく、これからの日本の低成長を予測し、海外に根をおろしたビジネスを展開させることでさらなる発展を考えているのでしょう。そのための「礎」として「組織改革」に着目したのですね。

豊かな生活が当たり前といった雰囲気がある日本の子ども達のが少し、心配になってきました。海外の新興国の若者は豊かな生活を求め、必死に勉強し、日本人の職場に進出してくることでしょう。

彼らと和し、切磋琢磨しつつ、企業を支える人材が求められるわけです。日本人に限らず、志の高い人物を採用する日本企業が増えるとなると本当に日本人の就職活動が大変になってくると思われます。

日本のために海外市場があるのではなく、「海外市場の人々に如何にお役に立てるか」のわかる日本人を育てることを意識しながら我々、親世代は教育に勤しむ必要があるようです。この意識が必ず、将来の日本の国力増強につながります。

「日本国債格下げ」のニュースが1月28日に報道されました。さらなる格下げになることのないよう、将来を見据えて親のなすべきことをじっくり考えたいものです。

(出所：2月3日付「日経新聞」朝刊)

## ～マクドナルドの大型店舗化と「範囲の経済性」～

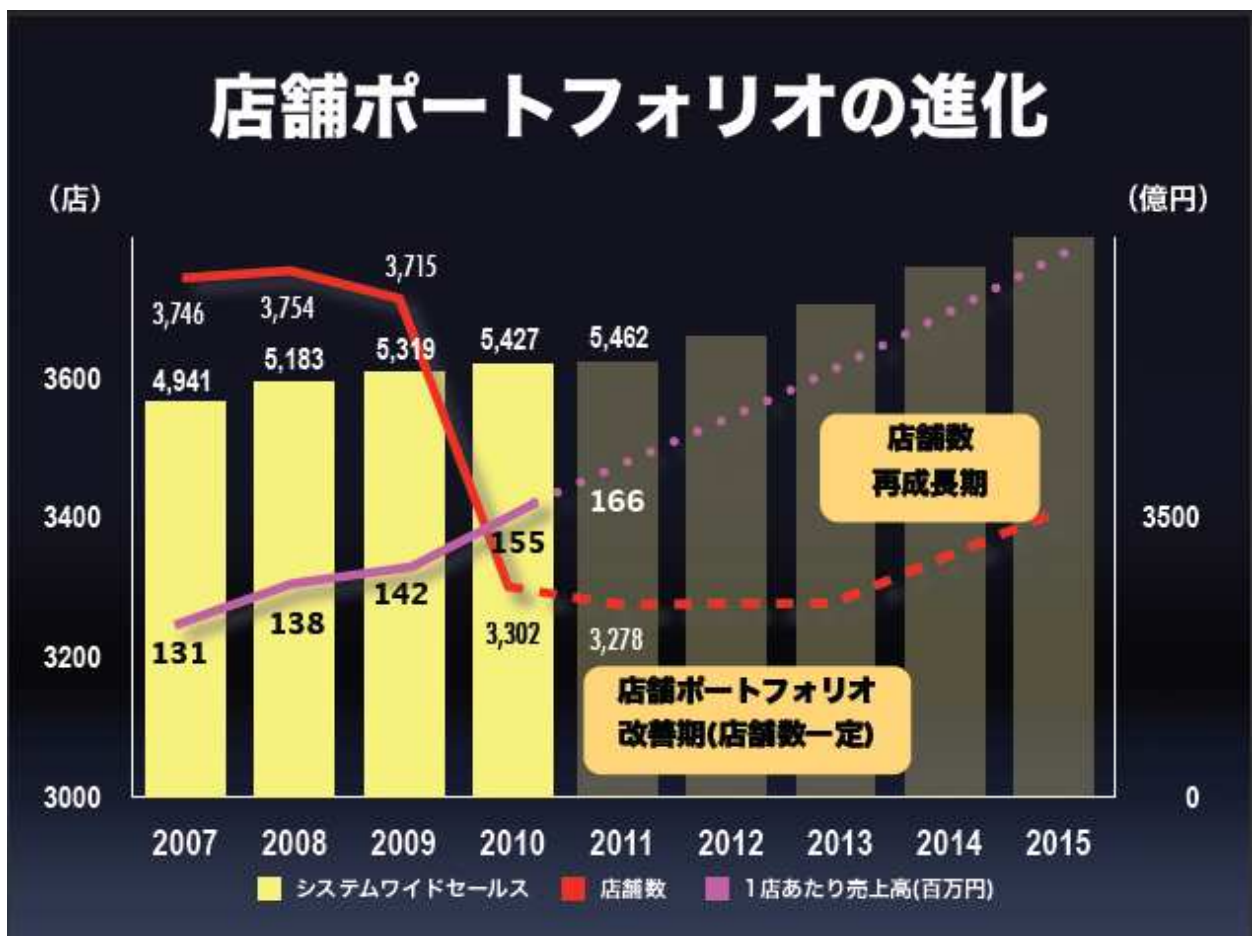
### 1. マクドナルド、大型店舗化のニュース

ハンバーガー店最大手の日本マクドナルドホールディングスが、3～4年のあいだにおこなわれる移転や出店に際して大型化を推し進め、全体の3割にあたる約1000店舗を広くする意向のようです。

2011年3月3日の日経11面(企業総合欄)で報じられていました。

従来は、マクドナルドの全メニューを提供できる店舗の比率が54%でしたが、これからの拡大政策によって、85%にまで引き上げるそうです。

さらに、ドライブスルー機能のある店舗についても、従来の4割から、3～4年後には5割にまで引き上げることを予定しています。



(資料: マクドナルド HP より 「2010 年度通期決算及び 2011 年戦略説明 p83」)

## 2. なぜ、今、「店舗の大規模化」なのか？

日本マクドナルドは、2010年12月期中に、433店舗もの大型閉鎖を実施しました。2001年12月末時点が3715店舗ですから、じつに11.6%もの店舗数削減です。

そのいっぽうで、100円商品やコーヒーメニューなどの拡充で顧客層を広げ、全店売上高は過去最高の5427億円、経常利益も過去最高の271億円を記録しています。今後も、全メニューを扱えない小型店舗を中心に閉鎖を続けるため、店舗数じたいは、3年間は横ばいになる見込みです。

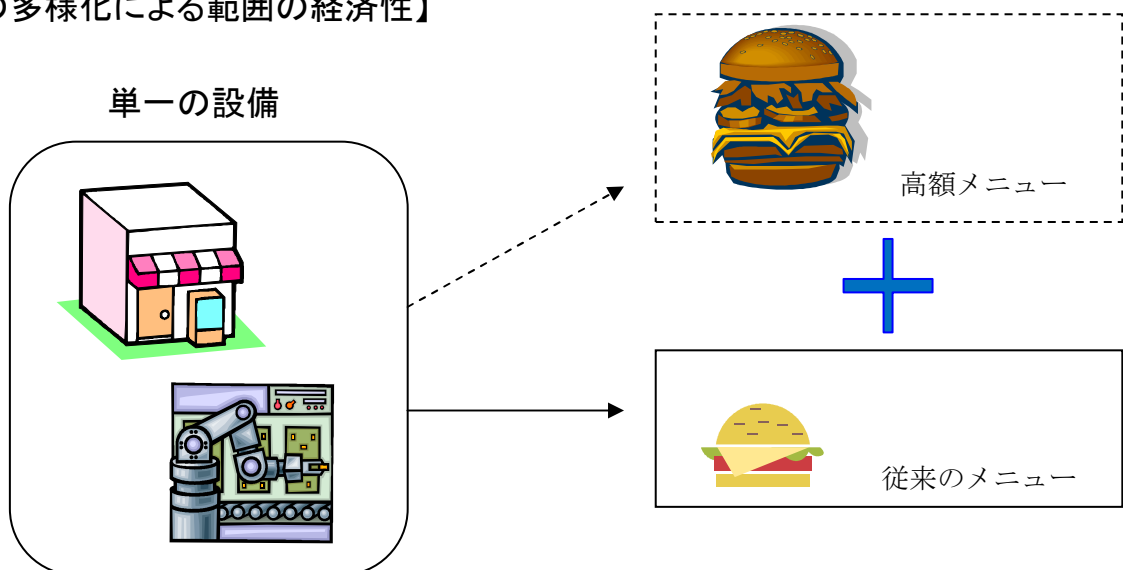
同社は、1990年代の後半における店舗数拡大を小型店中心に行いました。店舗の規模が小さいと、設備の制約などから、メニューの一部としての高額商品が取り扱えない、ドライブスルーのお客を取り込めないといった「事業機会の喪失」が業績のあしかせとなっていったようです。

では、なぜ今、店舗を「大規模化」するのでしょうか。  
その理由を、有名な経済理論で説明してみましょう。

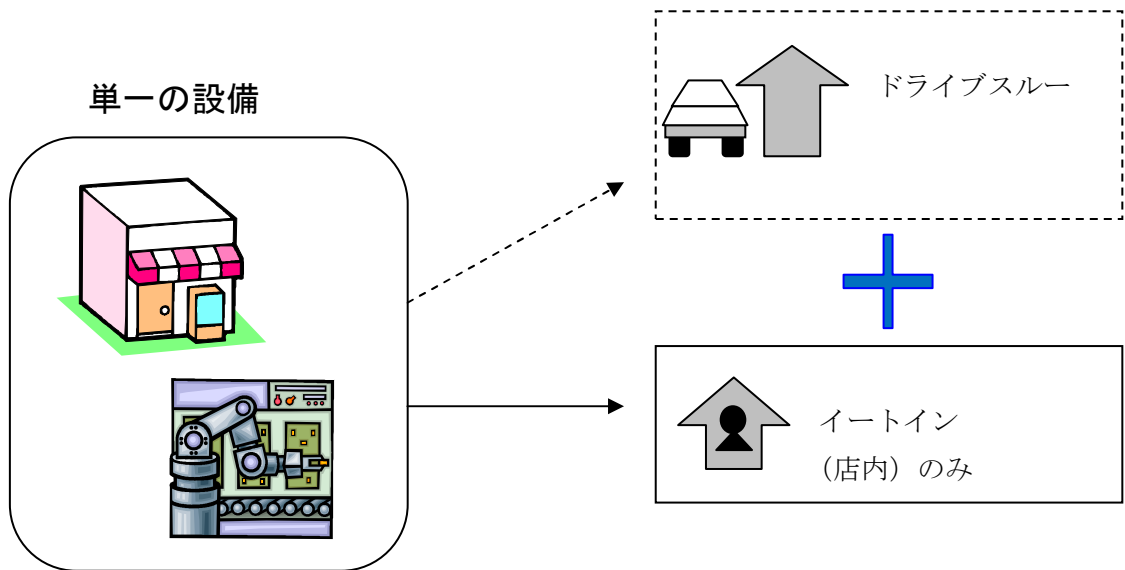
## 3. 範囲の経済性とは？

同じ生産設備を使って、種類の異なる製品を生産した場合、「共有設備による生産コストの節約」+「事業機会の拡大による収益アップ」という二つの効果が期待されます。このように、一つの事業体で複数の製品または事業を展開することから得られる効果を「範囲の経済性」と呼びます。

### 【製品の多様化による範囲の経済性】



## 【事業種類の多様化による範囲の経済性】



範囲の経済性は、一つの設備から複数のマーケットに働きかけることで、コストダウンと収益アップの両方を狙う経営戦略と考えていいでしょう。

しかし、そのためには、あるていどの規模を確保しなければなりません。

日本マクドナルドが『全メニューを扱えない店の閉鎖』を続け、新規出店の規模を標準より3～4割大きくするというのは、製品種類や事業形態の拡大を目指す「範囲の経済性」が背景にあると推測されます。

※新規店の基準・・・郊外:敷地面積2000平方メートル以上  
・・・都市部:店舗面積200平方メートル以上